

お客様へのお願い

本ソフトウェア製品のインストール前に必ずお読みください。

このたびは、本ソフトウェア製品をお求め頂き、まことにありがとうございます。弊社では、本ソフトウェア製品のお客様によるご使用およびお客様へのアフターサービスについて、下記のご使用条件を設けさせて頂いております。**本使用条件の内容を充分にお読みください。**お客様が本使用条件にご同意頂けない場合には、本ソフトウェア製品をインストールすることはできません。本ソフトウェア製品のインストールを行った場合には本使用条件にご同意頂いたものといたします。

ソフトウェアのご使用条件

本ソフトウェア製品名

Generative AI FW

日本電気株式会社（以下「弊社」といいます。）は、第1条第1項所定のソフトウェア製品を使用する権利を下記条項に基づきお客様に許諾し、お客様には下記条項に定める当該ソフトウェア製品の使用条件（以下「本使用条件」といいます。）にご同意頂くものとします。

1. 定義

- 「本ソフトウェア製品」とは、上記「本ソフトウェア製品名」欄記載のコンピュータ・プログラム（以下「本プログラム」といいます。）および関連資料をいいます。
- 「指定ハードウェア」とは、本ソフトウェア製品に何らの変更を加えることなくこれを稼働させることができる物理的なハードウェアシステムおよびハードウェア仮想化技術によって形成された仮想的ハードウェアシステムのいずれかまたは両方を意味します。
- 「インストール」とは、ハードウェアシステムの一部メモリへのロード、固定メモリへのインストール等、ハードウェアシステムにおいてコンピュータ・プログラムを実行可能な状態にすること（圧縮ファイルの展開、外部記憶装置への実行ファイルの保存、OSのレジストリへの登録等、ハードウェアシステムからコンピュータ・プログラムを実行できるようにすることも含みます。）をいいます。
- 「個人情報」個人情報に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条第1項に定める「個人情報」をいいます。
- 「LLM」とは、本プログラムとともにお客様が利用する、大規模なデータセットとディープラーニング技術を含む機械学習技術を用いて構築された学習済みの言語モデル（別途お客様と弊社との間で締結する契約に基づいて弊社が言語モデルを提供する場合は、当該言語モデルを含みます。）をいいます。
- 「プロンプト」とは、お客様がLLMに入力する指示・条件・参照情報等の文字列をいいます。
- 「出力結果」とは、お客様がLLMに入力したのち、当該LLMから出力された結果をいいます。
- 「蒸留」とは、既存の学習済みモデルに入力（プロンプトの入力を含みます。）したのち、当該学習済みモデルから出力された結果（出力結果を含みます。）を学習用データセットとして利用して、新たな学習済みモデルを生成する行為をいいます。

2. 使用権

- 本ソフトウェア製品により、お客様は以下の行為を行うことができます。
 - 本プログラムを、1台の指定ハードウェアにのみインストールして使用すること。
- お客様は、前項に基づき本プログラムをインストールした指定ハードウェアにおいてのみ、本プログラムを使用することができます。
- お客様は、本ソフトウェア製品を内部業務処理目的のみ使用するものとし、弊社が別途書面にて許諾する場合を除き、(イ)レンタル、リースその他貸与すること、および(ロ)商用ソフトウェアホスティングサービス、タイムシェアリングサービス、クラウドソフトウェアサービス等、第三者に本ソフトウェア製品を使用させることを内容としたサービスの提供を目的として使用することはできません。また、お客様は、本ソフトウェア製品を利用した、第三者に対する分析サービス、分析結果提供サービス、コンサルティングサービス、ソリューション開発サービス、その他本ソフトウェア製品の全部または一部を利用したサービスを提供することはできません。
- お客様は、本ソフトウェア製品の利用に関して個人情報を利用する場合、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する目的で、本ソフトウェア製品を使用してはならないものとします。
- 本ソフトウェア製品には本使用条件以外のライセンス契約に基づきお客様に使用許諾される第三者のソフトウェアまたはプログラム等が含まれることがあります。当該第三者のソフトウェアまたはプログラムがある場合は、添付の文書に当該ソフトウェアまたはプログラムの名称およびそ

れらの使用条件（当該使用条件が記載されているWebページのアドレスを含みます。）の一覧を記載しています。当該第三者のソフトウェアまたはプログラムに関しては、当該ライセンス契約の条件が本使用条件よりも優先します。

- お客様は、LLMの利用に関して当該LLMの提供者が定める条件に違反する方法で、本ソフトウェア製品を使用してはならないものとします。
- お客様が本ソフトウェア製品についてベンチマークテストを行った場合、お客様は当該ベンチマークテスト結果を第三者に開示してはなりません。
- お客様は、お客様が弊社に対して本ソフトウェア製品またはこれらの使用方法もしくは使用の結果に関するフィードバック（意見、感想、提案を含みますがこれらに限定されません。）を提供した場合、弊社が当該フィードバックを自由に利用できること、およびそのフィードバックを製品に反映した場合はその製品を自由に頒布・販売することに予め同意します。
- お客様は、本ソフトウェア製品を使用するにあたり、蒸留またはこれに準じる行為を行わないものとします。
- 弊社は、お客様が本使用条件のいずれかの条項に違反されたときは、いつでも本使用条件により許諾されるお客様の権利を終了させることができます。
- お客様は、弊社から前項の終了に係る通知を受けた場合、直ちに本ソフトウェア製品の使用を取りやめ、本ソフトウェア製品およびそれらのすべての複製物を破棄するものとします。

3. 本ソフトウェア製品の複製、改変および結合

- お客様は、本ソフトウェア製品の滅失、毀損等に備える目的でのみ本ソフトウェア製品をそれぞれ1部ずつ複製することができます。
- 前項に基づき本ソフトウェア製品の複製物を作成する場合、お客様は、本ソフトウェア製品に付されている著作権表記その他の権利表記を当該複製物にも付すものとします。
- お客様は、本使用条件で明確に認められている場合を除き、本ソフトウェア製品の使用、複製、改変、結合またはその他の処分をすることはできません。
- 本使用条件は、本ソフトウェア製品に関する著作権、その他の知的財産権をお客様に移転するものではありません。

4. 本ソフトウェア製品の移転等

お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェア製品またはその使用権の第三者に対する再使用許諾、譲渡、移転またはその他の処分をすることはできません。

5. 逆コンパイル等

お客様は、本プログラムをリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

6. 保証の制限

- 弊社は、本ソフトウェア製品がお客様において一定の目的を達成すること、本ソフトウェア製品の機能性、分析精度、正確性、完全性、第三者の知的財産権侵害の有無および契約不適合責任を含め、本ソフトウェア製品およびそれらの利用および利用結果（出力結果を含みます。）について、何らの義務および責任を負わず、一切の保証をしません。
- 弊社は、その裁量により、本プログラムの誤り（バグ）を修正したプログラムもしくは修正のためのプログラム（以下、これらのプログラムを「修正プログラム」と総称します。）またはかかる修正に関する情報をお客様に提供する場合があります。本項に基づきお客様に提供された修正プログラムは本プログラムとみなします。
- お客様のデータ（プロンプトおよび出力結果を含みます。）が第三者の著作権その他の知的財産権またはその他の権利を侵害するものとして、弊社と第三者との間で紛争等が生じた場合、お客様は、自らの費用と責任において、当該紛争等の防御および解決にあたるものとし、かつ、弊社を一切免責するものとします。当該紛争等に関連して弊社に損害が発生した場合、お客様は、これを賠償する責任を負うものとします。
- 弊社は、本使用条件の規定にかかわらず、第三者のソフトウェアまたは

プログラム等に起因する、いかなる責任（法律上の契約不適合責任、第三者の権利の非侵害の保証責任を含みますが、これに限られないものとします。）も負わないものとします。

7. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、弊社が予見すべきであったか否かを問わず特別な事情から生じた損害および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。また、本使用条件に基づき弊社が損害賠償責任を負う場合には、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払いになった本ソフトウェア製品の代金相当額を以てその上限とします。

8. その他

- (1) 当社は、いかなる場合も、お客様から受領した本ソフトウェア製品の代金およびこれに係る消費税等相当額を返金しないものとします。
- (2) お客様は、本ソフトウェア製品を、日本国内でのみ使用するものとし、いかなる場合も日本国外で使用してはならないものとします。
- (3) お客様は、適用される法令に従って本ソフトウェア製品およびそれらの使用の結果を使用するものとします。
- (4) 本使用条件は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。本使用条件にかかわる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。